

令和8年度 上野原市立上野原西中学校 部活動活動方針

1 はじめに

本校の部活動は、スポーツや文化活動に親しみ、技能の向上を図ると共に、各種大会やコンクール等へ参加し多くの成果を残してきた。また、学級や学年の枠を越えて生徒が活動することで、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感等を育成し、仲間や顧問との関係を構築する場としても大きな意義を有する。部活動は技能の向上のみならず生徒の人間形成を支援する生徒指導の機能を果たしていることも重視すべき点である（教育課程外だが教育活動上有効）。また、働き方改革の趣旨も踏まえる。

こうした部活動の意義を大切にしつつ、国や県のガイドライン、上野原市立中学校の部活動に係る活動方針を踏まえて生徒の心身の健全な成長につながる部活動の推進を図ることを目的に、校長が活動方針を作成する。この方針については年度当初に運営委員会で協議し、職員会議で共通理解を図るとともに、PTA総会等を通じて保護者へも周知する。

なお、年度途中で必要とする課題や事案等（大会出場・感染症対応）発生の場合はその都度協議する。

2 基本的な考え方

- (1) 部活動を生徒会活動に位置づけるが、希望入部制とする。
- (2) 部活動には顧問教師（可能な限り複数顧問）を置き、顧問教師の適切な指導の下で活動する。
※出張等で指導ができない場合には、活動場所が同じ顧問に指導を依頼する（空白は避ける）。
- (3) きずなの日及び全職員が参加する会議や研究会等がある日の活動は実施しない。
- (4) 生徒の心身への過負担とならないよう、適切な休養日を設定する。休養日については別に定める。
- (5) 顧問教師は（3）（4）を踏まえ、年間及び月ごとの活動計画を作成し、校長の許可を得る。
- (6) 大会への参加や練習試合等、校外で活動を行う場合には、事前に「部活動許可書」を作成し、校長の許可を得る。なお、その際には生徒や顧問の加重負担とならないよう留意する。
- (7) 通常の活動や大会、練習試合等においては、顧問はもとより生徒の安全意識を高め事故を未然に防ぐことができるよう留意する（怪我：特に首から上、熱中症、落雷、大雨・大雪等）。
- (8) 部活動の指導においても、当然体罰は許されない行為であるとの認識を共有し、体罰の根絶を図る。また、生徒間でも同様の行為が行われぬよう指導を徹底する。
- (9) 運動部においては、科学的トレーニングを導入するなどしてスポーツ障害の発生を未然に防ぐとともに、成長期における体と心の状況等を踏まえた指導を行う。
- (10) 生徒から所属する部活動の変更希望があった場合には、その時点で新旧部活動顧問・学級担任・保護者等により検討する。（運営委員会等で審議し、校長が最終的に承認した後、職員会議で周知する。）

3 適切な休養日と活動時間

(1) 休養日

- ①学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週休日」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、シーズン期（教育内大会4週間前）の週休日に両日活動する場合には、休養日を他の日に振り替える。）
- ②長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(2) 活動時間

生徒の1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週休日を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。ただし、シーズン期は、生徒の健康も考慮しつつ、3時間を超えて実施することも可能とする。

(3) 留意点

- ①「きずなの日」は休養日とし、教員と生徒がふれあう時間を創出する。
- ②定期試験前後の一定期間は休養日とし、生徒が学習時間を確保できるよう配慮する。

(4) その他

- ①放課後の活動は、帰りの会終了後から下校15分前とする。
- ②下校時間（原則）

4月	～	支部新人大会	:	17時20分
支部新人大会後	～	11月中旬	:	17時00分
11月中旬	～	1月	:	16時20分
2月	～	3月	:	17時00分
- ③休業日（学期中の週休日を含む）の年間活動日数は70日以内とする。
- ④原則として、長期休業中の土日及び祝日・休業日の部活動は実施しない。
- ⑤具体的には、夏期休業中は10日以内（含大会）、冬期休業中は5日以内（含大会）とする。
- ⑥朝の活動は、実施しない。（令和3年度より（スクールバスの運行・生徒の健康面等を考慮））

4 参加する大会や練習試合等の見直し

- ・教育内大会以外の団体が主催する大会や練習試合については、生徒や保護者、顧問の負担が過度にならないよう、また、参加の意義などを慎重に見極めたうえで決定する。また、今後継続して精選していく。

5 感染症への対応・大会等の参加、活動について（県のガイドラインを踏まえる）

- ①その時期の感染状況等を慎重に把握し、顧問（または全体）が検討し、校長が判断・決定する。
- ②活動（練習）や大会参加の場合は、各競技や大会のガイドラインを必ず順守して慎重を期す。
- ③感染状況により、大会の不参加や活動（練習）の中止について指示することがある。

6 設置部活動

- | | | | |
|----------------|--------------|----------------|--------------|
| ◇野球部（男女） | ◇陸上部（男女） | ◇卓球部（男女） | ◇バレーボール部（女子） |
| ◇バスケットボール部（男子） | | ◇吹奏楽部（男女） | |
| ◇美術部（男女） | ◇駅伝部（男女・季節部） | ◇新体操部・空手部（季節部） | |

7 おわりに

部活動の意義については前述の通りで、教育課程には位置づけられていないものの、重要な教育活動の一環である。しかし、部活動を取り巻く状況や環境は年々変化してきている。

全国的に生徒数や教職員数の減少傾向は、今後も続いていくと考えられる。また、安全面や健康への意識がより一層高まっている。そうした状況のもと、従来の体制では維持できなくなっていることも事実である。令和5年度からの「部活動の段階的な地域移行」等も見据えて考える。

詳細については、スポーツ庁及び県の「やまなし運動部活動ガイドライン」「文化部活動ガイドライン」更には「適切な部活動指導の在り方について」等の通知を参照。

また、部活動の意義・有効性を念頭に、県の「教員の多忙化改善に向けた取組方針」を確認しつつ、学校や顧問が工夫しながら部活動の運営方法や指導体制を構築していくことが重要である。